

横浜型 SDGs 金融制度の構築に向けたヒアリングの実施について

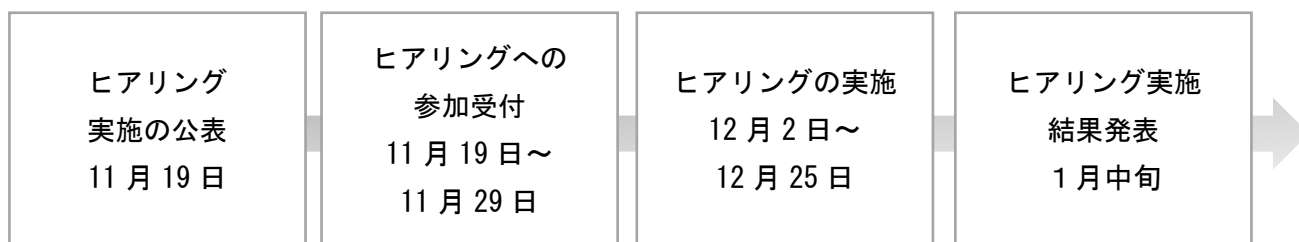
1. 目的

横浜市では「SDGs 未来都市・横浜」の実現を目指し、多様な主体との連携によって自らも課題解決に取り組む中間支援組織「ヨコハマ SDGs デザインセンター（以下、デザインセンター）」を立ち上げ、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図る、横浜型大都市モデルの創出を進めています。

また内閣府が「地方創生に向けた SDGs 金融」を掲げるなど、国においても SDGs の達成に向けて、経済面、とりわけ金融制度の構築を重視し始めていることから、デザインセンターでは、新たに横浜型 SDGs 金融制度の構築を目指し、SDGs 金融を通じた横浜型大都市モデルの創出を加速させていくパートナーを募集する予定です。

そこで、民間事業者の皆様との「対話」を通じて、パートナー募集のための条件等について、自由かつ実現可能な活用アイデアを広くお聞きする事前ヒアリングを実施し、今後の提案募集実施にあたっての参考としたいと思っております。ぜひ御参加くださいますようお願いいたします。

2. ヒアリング実施の流れ



※ヒアリングの実施結果を踏まえ、公募条件を再整理し、1月下旬に公募条件の公表、2月下旬に提案募集の実施を予定しています。

3. ヒアリングへの参加受付・事前資料の準備

①ヒアリング参加申込

ヒアリングへの参加を御希望される方は、「(様式1) ヒアリングへのエントリーシート」を、申込期間に申込先へ御提出をお願いします。

- | |
|---|
| (1) 申込期間 令和元年 11月19日(火)～11月29日(金) 17時まで |
| (2) 申込先 ヨコハマ SDGs デザインセンター contact@yokohama-sdgs.jp |
| ・メール件名: 【横浜型 SDGs 金融制度の構築に向けたヒアリング参加申込】としてください。 |
| ・メール添付: (様式1) ヒアリングへのエントリーシート |

②ヒアリング資料の提出（ヒアリング参加条件）

ヒアリング資料「(様式2) 事前ヒアリングシート」を、提出期日までに申込先へ御提出をお願いします。

- (1) 申込期間 | 令和元年 11 月 29 日 (金) 17 時まで
- (2) 申 込 先 | ヨコハマ SDGs デザインセンター contact@yokohama-sdgs.jp
- ・メール件名 : 【横浜型 SDGs 金融制度の構築ヒアリング提出資料】としてください。
 - ・メール添付 : (様式2) 事前ヒアリングシート

4. ヒアリングの実施（アイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います）

①日 時

令和元年 12 月 2 日 (月) ~ 12 月 25 日 (水) で 1 時間 ~ 1 時間半程度

※申込後、個別に調整いたします。上記期間内でご都合がつかない場合はご相談ください。

②場 所

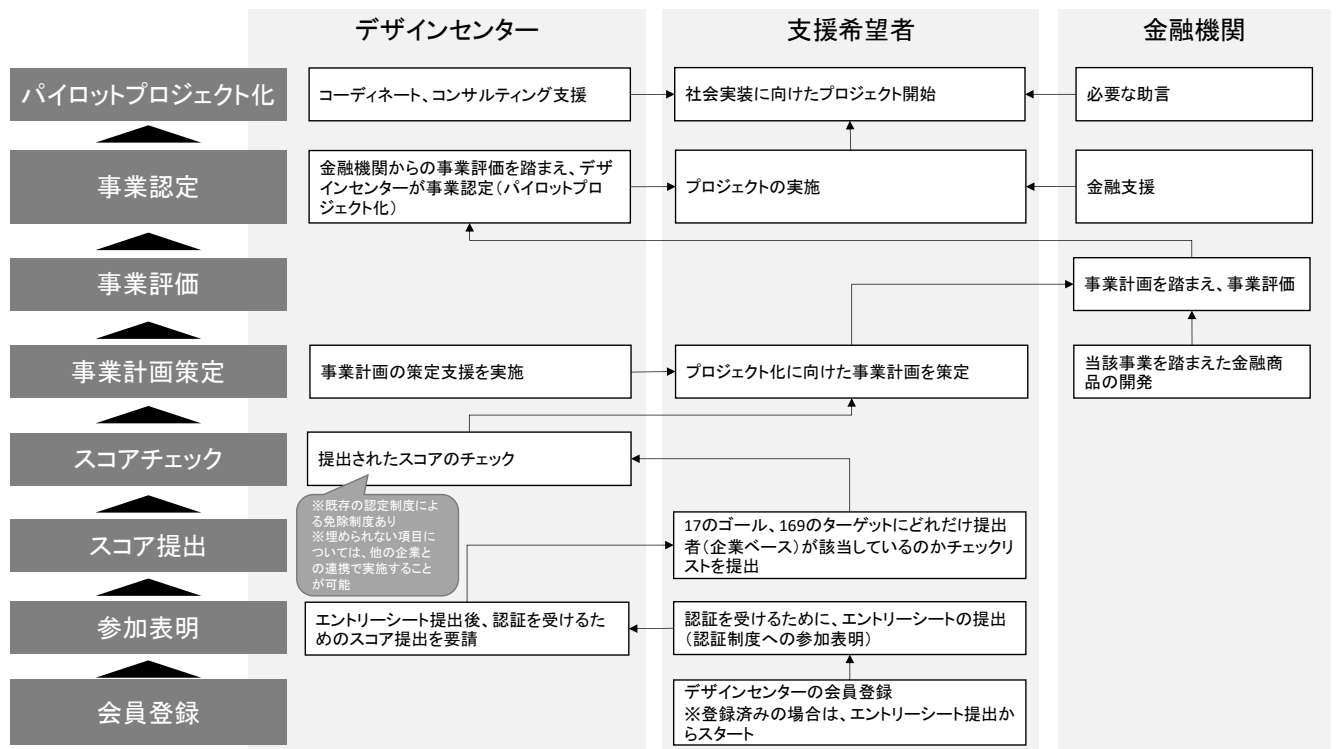
ヨコハマ SDGs デザインセンター会議室（横浜メディア・ビジネスセンター10 階）【予定】

③対象者

民間事業者等（事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ）

5. SDGs 金融制度のスキーム（想定）

想定している「(仮称) ヨコハマ SDGs 金融制度」のスキームイメージは以下の通りである。（※あくまでイメージであり、ヒアリングの結果や今後の検討で変更の可能性あり）



6. 主なヒアリング内容

次の項目について、ご意見・ご提案をお聞かせください。また、参考事例などがありましたら、あわせて御紹介ください。なお、自らがデザインセンターのパートナーとなることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

①SDGs 金融の制度構築について

- ・コンセプト
- ・提案アイデア
- ・提案の背景

②事業実施体制について

- ・実施体制（単独事業者／共同事業体）

③業務内容、参加資格要件等について

- ・業務内容
- ・参加資格要件
- ・事業スケジュール

④その他

- ・SDGs 金融を推進していくにあたっての課題
- ・応募にあたり提供してほしい情報

7. ヒアリングの進め方

上記項目に沿って、参加された民間事業者等の皆様から一括してご説明していただき、それを踏まえて、デザインセンター側の質問等にお答えいただきます。なお、お答えいただけない項目・内容があっても構いませんし、提案内容等によっては、進行方法を変更することも可能です。

8. 留意事項（必ず御覧の上、御参加ください）

①参加及びヒアリング内容の扱い

- ・ヒアリング内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでヒアリング時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御理解ください。

②ヒアリングに関する費用および説明資料の提出

- ・ヒアリングへの参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。
- ・説明資料の提出は求めません。ただし、必要だと考える場合は、御持参ください。

③ヒアリングへの協力

- ・必要に応じて追加ヒアリング(文書照会含む)やアンケート等を行うことがあります。御協力をお願いします。

④実施結果の公表

- ・ヒアリングの実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加事業者等に内容の確認を行います。
- ・参加事業者等の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。

⑤参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、ヒアリングの対象者として認めません。
 - ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
 - イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者